

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 8 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャイマフクセツビコウギョウ  
氏名又は名称 株式会社今福設備工業

住所 御所市864-17

代表者氏名 今福章親

電話番号 0745-62-3850

FAX番号 0745-62-5891

メールアドレス [imafukusetubi@kcn.jp](mailto:imafukusetubi@kcn.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 11月 8日

申請者 氏名又は名称 株式会社今福設備工業

住 所 御所市864-17

代表者 氏名 *代表取締役* 今福章親

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
<i>代表取締役</i> イマフクアキチカ 今 福 章 親	
<i>東洋</i> 今福 大祐	
事 業 の 範 囲	給水装置工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社今福設備工業
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 639-2200        住所 御所市864-17</p> <p>電話番号 0745-62-3850        FAX番号 0745-62-5891        メールアドレス imafukusetubi@kcn.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
今福章親	第82543号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管切断用 〃	パイプカッター エンジンカッター 金切りのこ	13~20、25~50	1 1 /	
管加工用 〃 〃	穿孔機 ねじ切り 不断水穿孔機 やさしい	13~50 13~50 50~200	1 1 1 /	
管接合用 〃 〃 〃	チェーンブロック パイプ挿入機 トーチランプ パイプレンチ	1t 75~300 ガスボンベ式 13mm // 10mm	2 2 3 4	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 11 月 8 日

申請者

氏名又は名称 株式会社今福設備工業

住 所 御所市864-17

代表者 氏名 代取締役 今福章親

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県御所市 864 番地の 17  
株式会社今福設備工業

会社法人等番号	1500-01-014177	
商 号	株式会社今福設備工業	
本 店	<u>奈良県御所市大字柳原 118 番地の 1</u>	
	奈良県御所市 864 番地の 17	平成 27 年 5 月 4 日移転
		平成 27 年 5 月 20 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 13 年 7 月 2 日	
目的	1. 管工事、水道施設工事の設計、施工及び監理 2. 土木工事の設計、施工及び監理 3. とび・土工・コンクリート工事の設計、施工及び監理 4. 建築工事の設計、施工及び監理 5. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器の販売及び設置工事 6. 净化槽の販売、設計、施工、点検及び管理 7. 衛生設備工事の設計、施工及び監理 8. 消防施設工事の設計、施工及び監理 9. 補装工事、しゅんせつ工事の設計、施工及び監理 10. 電気工事の設計、施工及び監理 11. 家庭用電化製品、工業用電化製品の販売及び設置工事 12. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	800 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
資本金の額	金 1000 万円	

奈良県御所市 864 番地の 17  
株式会社今福設備工業

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。平成 27 年 4 月 27 日変更		平成 27 年 5 月 7 日登記
役員に関する事項	取締役 <u>今 福 章 親</u>	平成 24 年 9 月 30 日重任 平成 24 年 10 月 12 日登記	
	取締役 <u>今 福 章 親</u>	令和 4 年 9 月 30 日重任 令和 4 年 10 月 17 日登記	
	取締役 <u>今 福 大 祐</u>	令和 3 年 11 月 26 日就任 令和 3 年 12 月 1 日登記	
	取締役 <u>今 福 大 祐</u>	令和 4 年 9 月 30 日重任 令和 4 年 10 月 17 日登記	
	奈良県御所市 864 番地の 17 代表取締役 <u>今 福 章 親</u>	平成 25 年 7 月 10 日就任 平成 25 年 7 月 11 日登記	
	奈良県御所市 864 番地の 17 代表取締役 <u>今 福 章 親</u>	令和 4 年 9 月 30 日重任 令和 4 年 10 月 17 日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により		平成 15 年 5 月 26 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5 年 11 月 8 日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

畠 尚 江



定 款

株式会社今福設備工業



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社今福設備工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事、水道施設工事の設計、施工及び監理
2. 土木工事の設計、施工及び監理
3. とび・土工・コンクリート工事の設計、施工及び監理
4. 建築工事の設計、施工及び監理
5. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器の販売及び設置工事
6. 净化槽の販売、設計、施工、点検及び管理
7. 衛生設備工事の設計、施工及び監理
8. 消防施設工事の設計、施工及び監理
9. 舗装工事、しゅんせつ工事の設計、施工及び監理
10. 電気工事の設計、施工及び監理
11. 家庭用電化製品、工業用電化製品の販売及び設置工事
12. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県御所市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 7 条 当会社の発行する株券は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券及び 100 株券の 5 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。



(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された

議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届け出）

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

（招 集）

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

（議 長）

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。



(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副会長、専務取締役、を選定することができる。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役会の設置)

第22条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役

がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 監 査 役



(監査役の設置)

第27条 当会社に監査役を置く。監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第34条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成25年7月10日

株式会社今福設備工業

代表取締役 今福章親



原本と相違ないことを証明する

株式会社今福設備工業  
代表取締役 今福章親

令和5年11月8日



第八二五四三号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

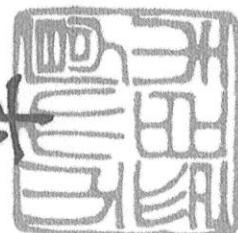
氏名 今福章親

昭和四十三年十一月十七日生

水道法(昭和三十二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置工事技術者  
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創





N  
4







## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 8 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャイマフセツビコウギョウ  
 氏名又は名称 株式会社今福設備工業

住所 御所市864-17

代表者氏名 フリガナ 代取社長  
 今福章親

電話番号 0745-62-3850

FAX番号 0745-62-5891

メールアドレス [imafukusetubi@kcn.jp](mailto:imafukusetubi@kcn.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	レ	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年11月8日

届出者

氏名又は名称 株式会社今福設備工業  
住 所 御所市 864-17  
代表者 氏名 代行者 章親 今福章親

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解任の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社今福設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
今福章親	第82543号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第八二五四三号

給水装置事業技術者免状

本籍 奈良県

氏名 今福章親

昭和四十三年十一月十七日生

水道法(昭和三年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事業技術者  
免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創

